

新潟経営大学と新潟県立新潟東高等学校の

包括的な連携に関する協定書

新潟経営大学（以下「甲」という。）と新潟県立新潟東高等学校（以下「乙」という。）は、相互の教育に係る交流・連携を図るため、以下のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が信頼関係に基づき、双方の教育資源を活かして相互交流・連携を図ることで、高校生自らの適性を見出し、将来設計やキャリア教育の推進を図るとともに、地域社会に積極的に貢献する有為な人材育成に寄与することを目的とする。

（信義誠実の原則）

第2条 本協定は、甲及び乙が対等な立場における合意に基づいて締結するものであり、甲及び乙は、信義に従い誠実にこれを履行する。

（連携事項）

第3条 甲及び乙が行う教育交流・連携の活動内容は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 甲の教員による乙への出張講義
- (2) 高校生と大学生の交流促進
- (3) 正課体育及び課外活動への支援
- (4) 教育についての情報交換及び交流
- (5) その他相互に連携協力が必要と認められる事項

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づき相手方から開示を受け、又は知り得た一切の情報について、相手方の承諾なく第三者に開示、漏洩、又は第1条の目的以外の目的をもって利用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期限）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期限は平成31年4月1日から3年とする。ただし、期限満了1か月前までに甲及び乙のいずれかから異議の申し立てがない場合には、更に1年更新し、以後も同様とする。

（協議事項）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙の協議によって解決する。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年3月20日

甲 新潟県加茂市希望ヶ丘2909番地2

新潟経営大学
学 長

堀 峰 生



乙 新潟県新潟市東区小金町2丁目6番1号

新潟県立新潟東高等学校
校 長

高 柳 信 治

